

大阪市西淀川区役所パートナーシップ事業推進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体等(「第3条(2)、(3)」に該当するもの)が主催する事業のうち、大阪市西淀川区役所(以下「西淀川区」という。)の施策の推進に寄与すると区長が認めるものについて、西淀川区がその趣旨に賛同し、パートナーシップ事業として承認した事業へ協力する場合の基準及び事務取扱について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 前条に規定する「西淀川区の施策」とは、「西淀川区将来ビジョン」、「西淀川区運営方針」等西淀川区が定める計画・方針をいう。

2 この要綱における「協力」とは、団体等が行う事業のうち、西淀川区の施策の推進に寄与すると区長が認めるものであり、かつ、西淀川区は、第4条の承認をした事業に対して行うものとする。協力する内容は、以下のいずれか又は複数によるものとする。

- (1) 区広報媒体の掲載等広報支援
- (2) 事業に関する資料の提供
- (3) 事業の企画・運営等に関する相談
- (4) 事業実施に必要な物品の貸出
- (5) 事業実施会場の確保支援(西淀川区役所附設会館及び大阪市立西淀川スポーツセンターの優先使用)

備考 本要綱による西淀川区役所附設会館優先使用は、「大阪市立西淀川区民ホール・大阪市立西淀川区民会館使用許可及び使用期間等にかかる取扱要綱」第4条に規定の、「使用許可の申請の優先」に基づき、西淀川区が申請を行うものとする。

また、大阪市立西淀川スポーツセンターの優先利用は、経済戦略局との事前調整において西淀川区が申請を行うものとする。

なお、西淀川区役所附設会館及び大阪市立西淀川スポーツセンター利用にかかる一切の費用は団体等の負担とする。西淀川区や指定管理者の事業が優先となるため、必ずしも予約を確約するものではない。予約申込み完了後であっても、臨時休館となる場合や選挙等の公的使用が発生した場合は使用できなくなる場合がある。

(団体等の要件)

第3条 提案事業の主催者、共催者及び協力団体について、次のとおりとする。

(1) 定義

ア 主催者

提案事業の企画立案から運営・実施まで主体となって責任を持つ組織や団体

イ 共催者

主催者と同等、あるいはそれに近い形で提案事業の運営・実施に関わり、責任や権限を分担する組織や団体

ウ 協力団体

提案事業の運営をサポートする立場の組織や団体。人的支援、場所の提供、宣伝・広報など何らかの協力を行う組織や団体

(2)主催者、共催者及び協力団体が次のいずれかに該当するものであること

ア 公共的団体、公益法人及びこれに準ずる団体

イ 学校園及び学校園の連合体

ウ 民間企業及び民間団体等

(3)主催者、共催者及び協力団体が次のいずれにも該当するものであること

ア 存在が明確であり、提案事業遂行能力が十分であると認められること

イ 政治団体、宗教団体及びこれに類する団体でないこと

ウ 主催者、共催者及び協力団体である団体の代表者及び役員、並びに提案事業に従事する者が、大阪市暴力団体排除条例(平成 23 年大阪市条例第 10 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと

エ 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して利益を追求する集団でないこと

(パートナーシップ事業の承認要件)

第 4 条 区長は、協力の承認について、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に行う。

(1)広く区民等を対象とするもの、かつ事業が西淀川区の施策の推進に寄与すると区長が認めること

(2)営利、宣伝等を目的とせず、特定団体に利害が及ばないものであること

(3)参加料等を徴収する場合は、その額が社会通念上大きく上回るものでないことに加えて、収支の均衡が保たれていること

(4)事業の実施にあたり、公衆衛生や災害、事故の防止に十分な措置を講ぜられていること

(5)政治的、宗教的、または特定の社会問題についての主義・主張を目的に行わないもの、その他人権侵害や公の秩序または善良の風俗に反するものでないこと

(申請手続等)

第 5 条 主催者は、前条の承認を希望する場合は、承認を希望する日の遅くとも1か月前までに以下の書類を区長に提出しなければならない。

(1)パートナーシップ事業承認申請書

(2)誓約書(主催者、共催者及び協力団体)

(3)企画書等事業内容に関する書類(収支計画を含む)

(4)主催者、共催者及び協力団体に関する書類(定款、会則、役員名簿、その他承認確認に必要な書類)

(5)その他、区長が必要と認めるもの

(承認・取消等)

第6条 区長は申請内容を審査のうえ承認・不承認の通知を行う。承認後、申請書類等の内容と著しい相違が認められる、事業実施において不相当と認められる行為など、要件を満たさなくなった場合は承認を取り消すことができる。

また、その場合でも西淀川区は一切の損害賠償責任を負わない。

(申請内容変更)

第7条 承認後、申請内容に変更が生じた場合は、変更承認申請書を提出すること。

変更内容により要件を満たさなくなった場合は、承認を取り消すことができる。

(事業完了報告)

第8条 主催者等は、パートナーシップ事業が完了したときは、西淀川区役所パートナーシップ事業完了報告書に次に掲げる書類を添えて、当該事業完了後の1か月以内に区長に提出しなければならない。

(1)パートナーシップ事業で用いた印刷物等の資料

(2)前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(免責・その他)

第9条 パートナーシップ事業において発生した事故等の責は西淀川区は負わないものとする。

2 この要綱に定めるほか、必要事項は区長が別に定める。

(施行期日) 附則 この要綱は令和8年4月1日から施行する。